

# 公共工事における適正な工期設定に向けた 取組について

---

# 国土交通省直轄土木工事における取組

---

# 土木工事における適切な工期の設定について

- 土木工事では、発注者が入札条件として工期を設定し、当該工期により工事契約を締結。
- 適切な工期を設定するため、準備・後片付け期間の見直し、余裕期間制度の活用、工期設定支援システムの導入、工事工程の受発注者間での共有を実施。

## 土木工事における工期設定

### 設計段階

- ・関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件を踏まえた事業全体の工程計画を検討

### 工事発注準備段階

- ・工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼日等を踏まえた適切な工期を設定

### 入札契約・施工段階

- ・発注者が設定した工期で工事契約
- ・工事延期が必要な場合は、契約変更

適切な工期  
設定を推進

準備・後片付け期間の見直し

余裕期間制度の活用

工期設定支援システムの導入

工事工程の受発注者間での共有

○ 適切な工期を設定するため準備・後片付け期間の見直し、余裕期間制度の活用、工期設定支援システムの導入等を実施するとともに工事工程を受発注者で共有し、適正な工期の設定に向けて受発注者協働の取り組みを推進。

## 準備・後片付け期間の見直し

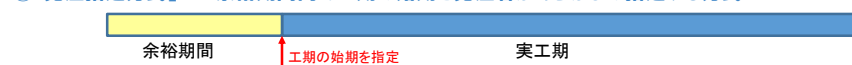
○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日	20日
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日	
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日	
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日	
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日	
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日	
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日	
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日	

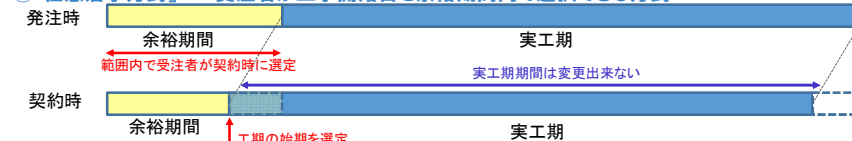
## 余裕期間制度の活用

○ 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

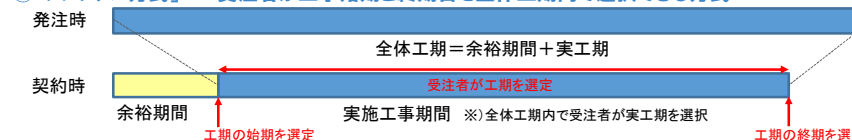
①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期を全体工期内で選択できる方式



※1 余裕期間： 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)  
 ※2 実工期・実施工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

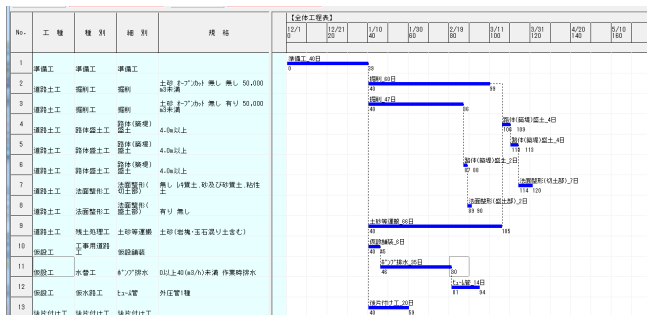
## 工期設定支援システムの導入

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

### 工期設定支援システムの主な機能

- 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- 工事抑制期間の設定
- 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

### 工程表作成支援システム (イメージ)



## 工事工程の受発注者間での共有

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

### <工事工程共有の流れ>

- 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成
- 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- 施工中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施

担当者	事項	0月	0月	0月	0月	0月	0月
施工者	00I	■					
	00I		■				
	00I			■			
	00I				■		
発注者	支障物件移設			■			
	00協議					■	

# 国土交通省直轄官庁営繕工事における取組

---

# 官庁営繕工事における工期の設定について

- 官庁営繕工事では、発注者が入札条件として工期を設定し、当該工期により工事契約を締結。
- 適切な工期設定にあたり、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(国、都道府県及び政令市の営繕担当課長会議策定)、基本的考え方を踏まえた「建築工事適正工期算定プログラム」((一社)日本建設業連合会)を活用。これらは、国、地方公共団体にも周知。

## 官庁営繕部における工期設定

### 設計段階

- ・設計者が作成した概略工事工程表を確認

### 工事発注準備段階

- ・概略工事工程表及び適切な工期設定のためのツールを活用し、入札条件として適切な工期を設定

### 入札契約・施工段階

- ・発注者が設定した工期で工事契約
- ・工事延期が必要な場合は、契約変更

活用

## 適切な工期設定のためのツール

公共建築工事における工期設定の基本的考え方  
(国、都道府県及び政令市の営繕担当課長会議策定)

建築工事適正工期算定プログラム  
(一社)日本建設業連合会

# 官庁営繕工事における適切な工期設定のためのツール

## 公共建築工事における工期設定の基本的考え方

- 各省各庁や地方公共団体、建築設計団体、建設業団体の意見も踏まえ、「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」及び「全国営繕主管課長会議」とりまとめ（平成30年2月9日）

### ○ 基本方針

工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定

### ○ 調査及び設計段階

(1) 次の期間の十分な想定

- ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
- ② 設計、入札契約手続及び施工の期間
- ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間

(2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施

(3) 図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

### ○ 工事発注準備段階

(1) 適切な工期の入札条件への設定

(2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化

(3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

### ○ 入札契約段階

(1) 明確な質問回答と施工条件の明示

(2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

### ○ 施工段階

(1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施

(2) 工事の進捗状況の的確な把握

(3) 関係工事間の調整の適切な実施

### ○ その他留意事項

(1) 多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮

(2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮

(3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮 等

### ○ 工期の変更

設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において適切な設計変更等を実施

## 建築工事適正工期算定プログラム((一社)日本建設業連合会)

- 日建連が、国土交通省官庁営繕部との意見交換、庁舎の算定工期の妥当性検討等を通じ、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を踏まえたプログラムを作成
- 新築工事における用途・構造・規模等の建物データを入力することにより、完全週休2日、8時間労働、長期休暇の取得を考慮した適正工期をネットワーク工程表として簡便に作成することができるツール